

平成 25 年度 第 6 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 3 月 10 日（月） 9：30～11：30

場 所：総合庁舎 22 階会議室 1・2

出席者：子ども・子育て会議委員	18 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、寺田委員、中泉委員、藤井教之委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	18 名
（寺岡、奥野、川西、関谷、安永、清水、川崎、田村、立花、南谷、朝田、山本、松崎、土肥、一木、黒田、辰巳、矢崎）	
傍聴者	4 名
業者（地域社会研究所）	2 名
	計 42 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

- 資料 1－1 子ども・子育て支援事業計画に関する幼保連携検討部会からの意見書
- 資料 1－2 子ども・子育て支援事業計画への上申案意見書（イメージ）
- 資料 2－1 平成 27 年度から平成 31 年度における教育保育及び地域型支援事業のニーズ量について
- 資料 2－2 需給量（認可定員ベース）（平成 27 年度）
- 資料 3－1 幼保連携型認定こども園の設置基準について
- 資料 3－2 地域型保育事業について（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）
- 資料 4 放課後児童育成クラブの基準について
- 資料 5 確認制度
- 参考資料 省令（案）
- 参考資料 2 子ども・子育て支援事業イメージ

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 6 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、全委員 20 名中 18 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、各資料となります。参考資料 2 として、子ども・子育て支援イメージについては、庁内推進会議で決定した内容です。今後、この資料を用いて関係期間に説明を致します。

もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

—資料確認—

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもす

こやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が4名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、中川副会長、このあとの議事進行をよろしく申し上げます。

●中川副会長

おはようございます。関川会長が来られるまで、議事の進行を担当いたします。

国においては、年度末の政省令の発出に向けて動きを活発にしており、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の案が市町村に示されるなどの準備が着々と進んできております。

東大阪市でも、他の自治体に先行して、ニーズ量の推計以降の議論を進めるなど、誠実に子ども・子育て会議を開催していると思っております。

本日は5つの議題があります。順序が前後しますが、まず、最初に議事4の放課後児童クラブについての報告から始めたいと思います。

2. 議事

(1) 議事(4) 放課後児童クラブについて

●中川副会長

それでは、まず、「(4) 放課後児童クラブについて」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・安永

—資料4「放課後児童育成クラブの基準について」説明—

- ・p.1-2、従来の留守家庭児童育成クラブの基本方針。
- ・p.5、東大阪市における放課後児童クラブの基準案。
- ・p.6、「児童の遊びを指導する者」の資格要件。

●関川会長

ありがとうございます。放課後児童クラブの認可基準について、事務局よりご説明いただきました。これについて、ご質問、ご意見はございますか。

●千谷委員

本市での基準案が、放課後児童クラブの保護者にアンケートした結果に基づいて作られているのかよくわからないので、その点を確認したいと思います。たとえば、対象年齢については、アンケートでは高学年までの利用希望がありましたが、設置基準に反映されるのでしょうか。

また、指導員の身分保障や雇用の形態をどうするのかといったことも議論の必要な課題だと思います。

あるいは、資料4の5ページの開所時間が、実状に合っているのだろうかという疑問があります。平日は午後6時まで土曜日は午後5時までとありますが、実際には5時、6時までの仕事が多いので、実状に合っていないように感じます。平日は午後1時からとありますが、4月には1年生はもっと早く帰ってくるように思います。

放課後児童クラブについてはこれまであまり議論になっていなかったと思います。議論にならないままに公的判断を問うのは困るので、これからどうするのかということを知りたいです。

●関川会長

放課後児童クラブの認可基準についても、幼保連携型認定こども園の認定のスケジュールと同様に動いています。一括して条例化を図る予定なので、ご指摘のとおり、あと1回議論をできるかどうかという状況にあります。だから、皆さんのご協力のもと、ご意見を頂戴したいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、今の質問に事務局からお答えいただけますか。基準がアンケートの実情に沿ったものになっているのか、国の基準に従うだけでよいのか、といった意見だと思います。

●事務局・安永

昨年末に、放課後児童クラブの利用者を対象としてアンケートを行いました。まだ詳細をまとめていませんが、傾向としては、開所日数・開所日については、土曜日という希望があまりありませんでした。開所時間については、午後6時までが最も多く、午後5時までが次いで多い傾向を示しています。そのような結果をみたく、今回提示した放課後児童クラブの基準案としては、開所日に土曜日を含めて考えています。長期休業日については、8時台の開所を多く望んでいる傾向があったので、今回の案では、午前8時半からを考えています。また、対象年齢については、児童福祉法の改正により小学生全体が対象となりました。平成27年度から受け入れるために、現在、準備を検討中です。指導者については、従来の国の方針では有償ボランティアと位置付けていましたが、今後は資格要件ということも出てくるので、本市でも有償ボランティアについての見直しを検討しています。国の基準はまだ最終的に決定していませんが、東大阪市では基本的には国の基準に準じながら、本市独自の基準を考えていきたいと思っております。東大阪市独自の基準を取り入れるためにも、少ない時間ではありますが、この場での議論をできるだけ進めていきたいと考えています。

●関川会長

ありがとうございます。他にご意見はいかがでしょうか。

●小田委員

対象年齢が小学校の全学年になるということについてです。親としては年齢の幅が広がるのはよいのですが、実際には小学校の3、4年生頃からは行きたがらなくなると思っています。対象年齢を広げるのであれば、親も安心で子どもも行きたいと思えるような、たとえば高学年対象のクラブ活動といったような内容を盛り込まないと、親が行かせたがっても子どもが行きたがらないということになるのではないかと思います。

また、子どもを留守家庭児童育成クラブに行かせている母親には、仕事は午前9時から始まるので、クラブの開所が午前8時30分からでは遅いために、子どもを8時から学校に行かせて待たせている人もおり、学童が始まるまでの間を心配しているといったことを聞いています。あるいは、仕事が午前8時30分から始まるが、学童の開所は午前9時からなので、その間をファミサポでみてもらうために、自宅から会社に行く途中で子どもを援助会員の家に連れて行き、援助会員が子どもを学校に連れて行くということをしている母親もいるようです。母親の負担は大きいので、高学年でも行きたくなるような内容にしてほしいということに加えて、開所時間を母親たちのニーズに応えるものにしてほしいということも申し上げます。

お母さん方が内輪で困ったと言っているだけでは、その声がどこにも届いていないのが実情なので、そういった要望をどこに言えばよいのかということもお尋ねしたいと思っております。

●関川会長

ありがとうございました。基準が実際のニーズとあっていない、あるいはフルタイムで働いている人の事情とずれているのではないかと、という意見だと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

●事務局・安永

先ほどのアンケート調査結果では、土曜日あるいは長期休業日の授業のない日には開所を午前8時からにしてほしい、という意見が確かに出ております。東大阪市としては、他市での状況もみたく、現在のところ午前8時30分からという時間帯を考えています。開所時間についてはニーズの詳細な分析をして、議論を進めていきたいと考えています。

対象年齢が6年生までとなったので、クラブでの遊びの内容を見直す必要があるということについてです。基本的には、指導者は、「色々な遊びを指導する者」として基本的な資格を要するということが出てきています。高学年になれば、身体も大きくなり、一口で遊びといっても多種多様な中身があると思っております。そういった中身を指導できるような指導者を含めての対応を検討しています。

●関川会長

ありがとうございます。放課後児童クラブの実施に関しては、本市の委託事業とするのでしょうか。それとも、幼保連携型認定こども園のように、たとえば学校法人・社会福祉法人・NPOの方からの希望があれば、認可基準さえクリアすれば実施可能なのでしょうか。

●事務局・安永

現在、資料4の1ページにある運営委員会を各小学校に設置してもらい、本市から運営委員会に補助金を交付しています。運営委員会は、その補助金と保護者から徴収する負担金とを合わせて、年間予算として事業を運営しています。現在のところは、本市では民間の団体からの届出などを受け付けている状況ではありません。平成27年度以降には、国からも民間参入についての指針などが示されているので、資料4の基準案に準じて、本市で審査して届出を受け付けていくことになるかと考えています。

●関川会長

そうすると、平成27年度以降には、既に放課後児童クラブが実施されている小学校区・中学校区でも、NPO法人などの新規参入は可能だということですね。それについては、届出を受け付ければ補助金を交付していくということになるのでしょうか。

また、本市が開所基準等を細かく定めるのもひとつの手段ですが、民間の参入によって、利用者が集まるように各自で色々と工夫してもらうのも別の手段だと思います。たとえば、開始時間の基準を午前8時30分としていても、午前7時から受け入れるクラブがあってもよいのではないのでしょうか。あるいは、内容についても、条例で内容を厳格に規定するのは難しいですが、新しい運営主体の参入を認めれば、4～6年生の子どもが行きたくくなるような、あるいは親が行かせたくくなるような内容を工夫することになるかもしれません。新規参入が可能になれば、開所時間や内容について、条例を越える部分での色々な取組みが出てくるかもしれません。そうすることで、従来の事業所の放課後児童クラブに人が来なくなれば、既存の実施主体も色々と工夫し始めるのではないかと思います。おおむねそのようなイメージでよいのでしょうか。

●事務局・安永

民間の参入については、国からも参入の届出についての指針を示されています。届出があれば、本市の基準に合っているかを審査して、受け付けることになるかと考えています。

ただし、現在、本市では、受付して参入したら補助をしていく、といったことはまだ考えておりません。国から民間への補助ということが出てきたときには、本市でも検討していきたいと考えています。

●関川会長

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

●古川委員

1つ目は、運営委員会に補助を出しているとのことですが、本市が運営にどこまで関与できるのかをお尋ねしたいと思います。

2つ目は、資料1ページに、平成元年度より地域運営委員会方式になったとありますが、それ以前には本市の直営だったと思います。そういう意味では、本市が責任を持って小学校やクラブをみていただきたいと思います。

3つ目は、有償ボランティアというイメージと、指導員のイメージとに違和感があると思います。子どもたちをきちんと指導するためには、身分保障などの仕組みも要るのではないのでしょうか。地域によって指導の中身も違うようなので、本市としての一貫した中身をお願いしたいと思います。

●事務局・安永

クラブは昭和61～63年までは本市の直営でしたが、平成元年度から現在の地域運営委員会方式に移行しました。運営委員会にしたのは、地域の子どもの地域で育てるという理念によるものです。現在の基本方針としては、本市の定めた運営指針や設置基準などにしたがって、運営委員会

に運営してもらっています。今後の方針としては、指導者の資格も入りますし、設置基準を決めることで本市も運営に関わります。今後は、本市としてもしっかり検討して進めていきたいと考えています。

●古川委員

個人的には、学童保育の指導員の労働環境や職場環境の改善については、正規・常勤での雇用や、賃金水準の確保や、適正な配置などをきちんと明記しながら、新しい方向に向かうことによって、これまで見えていなかった問題点等が具体化していくのではないかと考えます。そういったことをしっかりしていただきたいと思います。

●関川会長

クラブには法人格を取得してもらい、そこで働く人とは雇用関係を持つことになると思います。ただし、勤務時間の短い人などは、常勤とまったく同じ扱いにはならないかもしれませんが、雇用関係ははっきりしてくると思います。

●阿部委員

自分の子どもを放課後児童クラブに通わせていたときの経験を申し上げます。先ほど、学校が早く終わるときにはどうしているのかという話がありましたが、そういうときには、保護者にプリントで知らせて受け入れるなど、臨機応変に対応してくれていました。

指導者の雇用についての基準の話などが出ていますが、個人的な経験では、勤務時間が短いので指導者になる人がいなくて困っているというのが実情のようでした。保護者としても辞められると困るので、指導者が高齢化する傾向にあったようです。一時、指導者がいなくなったときに、小学校の教員がクラブをみてくれたが、その後、指導者との連携がうまくいかなかったので、子どもがアレルギーを発症したということもあったようです。指導する者の基準ができるのは素晴らしいとは思いますが、不規則な短い時間帯なので、はたして基準ができてうまく運営できるのかを危惧しています。

●関川会長

あまり基準を厳しくすると運営できなくなるのではないかと、というご意見ですね。その他はいかがですか。

●藤井教之委員

私の地域の小学校では学童とのトラブルがあったようです。指導員にも、良い方も、正直なところ問題のある方も、色々な方がおられるのは学校の教員と同じですが、学校の教員と違うのは、同じ人がずっとやり続けることが多いようです。学校の先生だと転勤などで入れ替えを図ることもあるでしょうが、長い指導員は主（ヌシ）のように仕切っておられるので、そのために困っていることもあるようです。

国や本市の面積基準については、私の関わっている放課後児童クラブでは直近の問題です。現在、クラブを2つのプレハブで運営しています。利用者の合計が61人で、10人強の3年生が卒業するところを、先月に説明会をしたら40人強の希望者が来られました。全員が来たら部屋が足りない心配していると、3月になったら本当に85人になりました。運営委員会としても待機児童を出したくないので全員を受け入れています。学校にも空き教室がなく、役所にプレハブの増設などを相談しても2、3年かかるとのことです。幼稚園・保育所の段階で、クラブの利用希望の有無などを調べておいたほうがよいかもしれないと思います。

●関川会長

ありがとうございます。

●吉田委員

現在の基本方針を修正するのか、それとも完全に見直すのか、ということを確認しておきたいと思います。平成25年度の基本方針を、平成27年度以降も、国の状況をみながら、修正しつつ盛り込んでいくつもりなのでしょうか。それとも、今の議論のように組織的な問題もあるので、見直し期間のようなものを置いて対処するのでしょうか。その場合には、本市が主体で、あるいは

は他からの意見も聞きつつ、運営委員会方式がよいのか、新しい運営組織がよいのかを考えているという意図なのではないでしょうか。そこがよくわかりませんし、根本的なことだと思っておりますのでお聞きしたいです。

●事務局・安永

基本方針については、平成27年度からは、条例・規則・基準などのかたちで、現在の基本方針を変えていくと考えています。現在は運営委員会方式をとっていますが、地域のなかに運営委員会を残しながら、その機能・仕組みを変えていかなければならないと考えています。先ほどから議論になっている、指導者の資格、利用者の人数、地域での募集、といった仕組み・考え方を見直すことについては、本市でも考えています。

(2) 議事(1) 幼保連携検討部会からの意見書について

●関川会長

それでは、次第にしたがい、議事(1)から進めたいと思います。幼保連携検討部会からの意見書を、部会の中でまとめたとのことですので、内容を部会長である中川副会長よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

●中川副会長

—資料1-1「子ども・子育て支援事業計画に関する幼保連携検討部会からの意見書」説明—

- ・公の果たす役割についての4つの柱。(1)地域における子ども・子育て支援強化。(2)民間施設との連携の工夫。(3)公の持つ強みに応じた役割再編。(4)要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート
- ・公立施設と民間施設の機能再編、公立施設の今後の方向性については意見書参照。

●関川会長

ありがとうございます。リージョンごとに公立の幼保連携型認定こども園が1つずつぐらい整備されるとよいかと思っています。近所にならなくともうまく機能しないと思いますが、配置はどうなっているのでしょうか。これについて事務局からお答えいただけますか。

●事務局・関谷

現状では、認定こども園については、各校区、リージョン区での具体的な数字が出ていないところがあります。具体的な数字を見て、どのように組み合わせしていくのかを含めて、早急に案を示していくことが課題だと考えています。近くに公立の幼・保がないところもあるので、それをどうするのかについては、早急に事務局内での案を作っていくと考えています。

●関川会長

それでは、今の中川副会長からの上申書の説明について、こうした視点を取り入れてほしいなどのご意見、ご質問はいかがでしょうか。

●竹村委員

各リージョンに公立の幼保連携型認定こども園があればよいとの意見についてです。幼保連携検討部会でも申し上げましたが、地域的なニーズをみて供給をするうえでは、公立だけ、私立だけ、と分けて考えることはしないで、公と私を合わせて検討していただきたいと思っています。

●千谷委員

資料1-2「子ども・子育て支援事業計画への上申意見書(イメージ)」の31ページ「上申案としての意見②」に「当面の3歳未満の供給不足を解消するために、保育所機能部分の3～5歳を幼稚園機能部分で対応することにより、3歳未満の供給量を増やし待機児童解消につなげる」とありますが、この部分は参考資料2「子ども・子育て支援事業イメージ」の15ページ「公立の幼保連携型認定こども園は分園方式や幼保の統合により幼稚園部分に保育所の3歳～5歳児を合流させ、保育所部分での対応を0歳～2歳にすることで、待機児童解消につなげる」と関連させるということを書いておられると思います。イメージとしては、幼稚園でも保育所でも、連続した保

育ということが大切ではないかと考えます。3～5歳を幼稚園で全部引き取って、0～2歳を保育所で担当することになると、保育が分断されてしまうことになるようで少し心配に思います。0～2歳を公立幼稚園の空きスペースで引き受けてもらって0～5歳までの保育をやり、公立保育所でも従来どおり0～5歳までの保育をする、というように幼稚園でも保育所でも連続した保育をするということにはならないのかなと思います。なぜなら、公立幼稚園・保育所でも、要支援の子どもなどをみていくということが挙げられていますが、要支援の子どもや家庭だからこそ、子どもや家庭との信頼関係を構築するのは大変なのです。信頼関係を構築するという点では、分断されると関係が途切れてしまい、新たに作るのは大変なので、そこは連続してもらいたいと思います。分断しているのはどうしてなのか、ご説明をお願いできるでしょうか。

●関川会長

中川副会長からご説明をいただいたうえで、事務局にもうかがいたいと思います。

●中川副会長

個人的には、これは意見のひとつとして理解しています。実際の施設ができるとう一般財源ということになるので、まずは待機児童の解消を考えるには、どのように現行の社会資源を整理しながら対処できるのか、とするとこのような案もあるということだと思います。

施設の整備については、食事の提供などの基準も整備していかなければなりません。区域の需要量がもう少し明確に出たうえで、0～5歳の保育の連続の重要性というご意見もいただいたということ踏まえて、事務局でも、ニーズ量に合わせた公立の幼稚園の再編という課題を具体的に検討していけるのではないかと思います。

●関川会長

必ずしもすべてが分断されるとは限らないのですね。

●中川副会長

はい。実際の需要量を見たらうえて、在宅の方が多い、3～5歳の方が多いといったことが明確になっているエリアでは、このような対応もあるのではないかとこの意見だと考えています。

●関川会長

事務局から補足して説明することはありますか。

●事務局・関谷

副会長のご説明どおり、すべてを分断するというではありません。精査された地域ごとのニーズ量等がまだ出ていけませんので、そのような方向もあると認識したうえで、施設について検討していきたいと考えています。

●関川会長

それぞれのエリアごとの需要・供給の関係もあるが、ひとまずは、公立の幼稚園・保育所は、平成27年度以降は、幼保連携型認定こども園への転換を目指して、整備のあり方を考えていくということですね。そして、それは施設型給付ということで、保育料も含めて、新制度の枠で運営していくことになるでしょう。今回の意見書ではそこまではまとまったということよろしいでしょうか。

●高山委員

公立の幼稚園・保育所は平成27年度以降には幼保連携型認定こども園へ移行する、というのは、あくまでも意見書ですよね。東大阪市としてそのことを決定したわけではないのですよね。

●関川会長

意見書に沿って事務局で考えていくという認識でよいかと思います。

●高山委員

公立をすべて幼保連携型認定こども園にするという意見には、簡単には賛同しかねますので、また機会があれば発言させていただきたいと思います。

今の3歳未満の待機児童解消の案については、第3回の会議で私が申し上げた、保育所の定員の逆ピラミッド状態を、定員枠を修正することによって少しは解決できますよ、という話を文章

化したものかとも思いますので、分断とは少し違うイメージだと思います。

意見書の中に、厳しい読み方をすればですが、やや納得のいかない表現もあります。東大阪市での障害児保育の人数も、要支援の子どもたちを支援している人数も、園数が違うからと言えばそれまでですが、民間で対応している人数が公立の数倍であるということには言及しておきます。そして、公立に比べて民間に問題があるといったようなことは、個人的には聞いたことがありません。公立に劣らないように運営しているつもりです。

●関川会長

ありがとうございます。

●中川副会長

幼保連携検討部会でも、民間の事業者から、在宅支援などの民間での取組みについての指摘がありましたので、意見書でも従来の民間での実績について書くようにしております。

●関川会長

公立の役割とは、その民間の機能をさらに高めていくお手伝いができるかどうかでしょうね。民間とはまた別のところで展開するのではなく、民間での実績をさらに高めて、全市の子どもたちの利益になるような事業を展開する応援ができるかどうかにかかっていると思います。

それでは他の意見はよろしいでしょうか。

(3) 議事(2) ニーズ量について

●関川会長

では、議事(2)として、前回に提示いただきましたニーズ量について、現在の分析状況を報告いただきます。

●事務局・川西

—資料2-1「平成27年度から平成31年度における教育保育及び地域型支援事業のニーズ量について」説明—

- ・ニーズ量は国のワークシートに当てはめた結果。
- ・必要見込み量は少子化により減少すると予測。

—資料2-2「需給量(認可定員ベース)(平成27年度)」説明—

- ・「ニーズ量」と「市域換算」では計算の方法が異なるので誤差が出るが、「市域換算リージョン」で補正。

●関川会長

ありがとうございます。大切なのは、平成27年度の最大のニーズ量ではなく、計画では、平成31年度には待機児童数がゼロになるということです。つまり、預け先を探す場合には、必ず地域で見つかる状況になるということです。そのために、資料に挙げられている見込み量を前提に、5年間で施設整備をしていく、ということが重要でしょう。

それから、1号・2号認定の必要見込み量では、既に供給量のほうが多いというものがあります。それについてはこの後ご説明いただきますが、施設整備のなかで利用定員をどう設定するかという議論に関わってくるかもしれません。

また、資料2-2によれば、リージョン・中学校区によっては、3号認定、つまり0～2歳についても、既に見込み量にマイナスの出ている地域があり、足りない地域と余っている地域が混在しています。1号・2号認定についても、平成27年度でもマイナスになっている地域もあれば、足りない地域もあるということが、分析の精度を上げると見えてきたということですね。

同じタイムスケジュールで動いているので、技術的には、今後、放課後児童クラブについても同様のデータが出てくると考えてよろしいでしょうか。

●事務局・安永

はい。そのように考えています。

●関川会長

できれば、次回くらいに出してもらえるとよいと思いますので、よろしくお願ひします。
それでは、ニーズ量についてのご意見はありますか。

●高山委員

まず、資料2-1の2号の保育認定の幼稚園の項目についてです。この項目を設けること自体に疑問があります。「保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方」という表現からは、保育所が子どもをただ保育するところだった昔の感覚を感じます。現在では、保育所でも十分に就学前教育を行っています。このような項目を設けて、このような子どもたちをどうするのか検討するというのは、実状とはかけ離れているように思います。

また、資料2-2については、前回の会議でも申し上げましたが、このワークシートに基づくニーズ量の数の出方が実状に合っていないということ、常に意識しておく必要があると思います。このように1号・2号認定にマイナスが出ているとは思えないので、このデータだけで検討すると問題が出るように感じます。

●関川会長

2号の保育認定の幼稚園の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」という表現について、保育所（園）でも学校教育をしているのではないかというご意見ですね。これについて、事務局からご説明いただけますか。

●事務局・川西

高山委員のご指摘のとおりだと考えています。これはあくまでも国のワークシートにしたがって算出した結果だということ、あらためて確認いたします。

それから、資料2-2のワークシートの数字についても、本市としての需要量の検討を進めているところです。数字が変わったら、また会議に報告して、議論をお願いしたいと考えています。

●関川会長

実感としてずれているのではないかという高山委員のご意見でしたが、事務局としてはどのように考えているのでしょうか。今後、精査すると、必要見込み量が足りているという数字が減っていく、と考えているのですか。

●事務局・川西

事務局としても思っていたより大きな数値が出ています。東大阪市だけでなく、近隣の他市に確認したところ、他市でも大きな数値が出ているという感触を受けているようです。

●関川会長

修正の方法についてはどうでしょうか。他の自治体と協議して修正するのでしょうか。国あるいは大阪府から修正の基準などを提示されているのでしょうか。

●事務局・川西

特に国や府からの提示はありません。これについては各自治体で判断してほしいということだと考えています。

●関川会長

最終的に事業計画にどのような数値として書き込むかということについては、また会議で精査して議論していきたいと思ひます。

●竹村委員

今回の認定こども園という制度とは、保護者が、1号・2号・3号の認定を取得し、それぞれの認定こども園に直接に申し込むことによって、自分でどの施設がよいかを選ぶことのできるシステムだと聞いています。だから、単純に0～2歳と3～5歳との分断ということではなく、それぞれの保護者の考え方として、たとえば0～2歳は家の近くが良く、3～5歳は特定の施設の教育を受けたいから、といった選択もあり得るわけです。現在の待機児童数の算定では、どこでもよいかから預かってもらえればよいという人を待機児童に換算して、ここなら行きたいがあそこなら行きたくないという人は待機児童に換算していないと聞いています。今度の認定こども園で

は、保護者が行かせたい施設を選べるような環境をつくるのが、教育・保育の質の向上にもつながり、幼児期の教育を進めていくうえでは最も大事だと思います。だから、ニーズ調査については、ただ単に預けられるだけではなく、どこに預けるか選べる状況というのが重要だと思います。単純に数字がマイナスだからニーズ量がないということではないと考えます。

●関川会長

ありがとうございます。保護者の選択によっては、必要見込み量はマイナスのエリアであっても、人気の施設には入れないといったこともあるわけですね。それでも、その地域には入れる幼稚園・保育所・認定こども園が存在するという整備になっていくのだと思います。資料の表はマクロの視点で考えたニーズ量ですから、あとは個人の選択によって、必要な供給量が確保されているが行きたい施設に入れたい、という事態が出てくるのは当然のことだと思います。

その他はいかがでしょうか。

●寺田委員

全体のニーズ量と供給量は出ていますが、要保護・要支援・障害児の子どものニーズ量と、それに足りうる供給量を示されればありがたいと思います。どうしても、障害のある子どもを家で育てている家庭が多いです。東大阪市には発達支援の事業所がかなりできたので、そこを利用されている方も多いのですが、まだ手一杯で受け入れられないという状況も聞いています。保育所・幼稚園に行ってからそのような発達支援の事業所を利用したいという保護者や、一般の子どもと一緒に保育所・幼稚園に通いたいという保護者も結構多いと思います。そういったニーズ量と供給量を調べてもらえるとありがたいです。

●関川会長

障害をもつ子どものニーズ量について、今回のワークシートあるいはアンケート結果等による把握は可能なのでしょうか。事務局におたずねします。

●事務局・川西

今回の調査対象はあくまでも全体の教育・保育のニーズ量でしたので、障害をもつ方の実数などを特につかんでいません。そういったことについては、なるべくご希望に沿って、各施設に入所できるように運用していければよいと考えています。

●関川会長

アンケート調査については、属性の設問として、あなたのお子さんは障害をおもちですか、という聞き方をしていなかったのが、クロス集計に出てこないのですね。ただし、本市としては、今までの実績を把握して、分析に落とし込んでいくことはできるのかもしれないと思います。最低限の必要見込み量がどこかの段階で明らかになれば、それぞれのニーズ量がリージョンごとに出てくるのではないかと思います。少し検討をお願いします。

その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 議事(3) 各種設置基準案について

●関川会長

それでは議事(3)に進みます。「(3) 各種設置基準案について」として事務局よりご説明いただきます。

●事務局・奥野

—資料3-1「幼保連携型認定こども園の設置基準について」説明—

- ・ p. 11、第5回会議での意見を2つ追加。
- ・ p. 12、事務局の対応方針案として、既存施設から移行する場合の満3歳以上児に対する食事の外部搬入の例外規定。参考として、国の2月に出た案を併記。

—資料3-2「地域型保育事業について(小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)」説明—

- ・ pp. 15-16、保育従事者の資格・小規模保育施設の3類型について、会議での意見と、事務局の対応方針案。
- ・ pp. 17-21、各基準に対する事務局の対応方針案。

●関川会長

ありがとうございました。前回、前々回の会議での議論を踏まえて、かなり具体的にまとまってきました。資料3-2の16ページについては前回の会議で議論がありました。保育従事者についての対応方針案として、たとえばA型への移行を促すということがありますが、これは条例には書き込まないのですよね。条例にはどのように書くことになるのでしょうか。

●事務局・奥野

条例の記載としては、それぞれの基準は明記することになるかと思います。ただし、本市における小規模保育事業については、B型からの移行という認定も考えています。具体的な盛り込み方についてはまだ検討結果を提示できませんが、考え方としては、B型からのスタートもありきという整備を考えています。

●関川会長

すると、条例ではA・B・C型といった基本的には国基準でまとめるが、実際の運用では、可能な限りA型への移行を促していくということですね。そして、研修・監査等の体制についても、本市がきちんと責任をもって運用していくということですね。その部分は条例には盛り込まないので、事業計画の中に明記していかなければならないと思います。

その他のご意見はありますか。

●榎田委員

少し論点から外れますが、流通産業で働く立場としては、日曜・祝日・年末年始の施設の開設を強く要望したいと思います。企業では、仕事と生活を両立させながら働き続けられる職場の環境の整備を行ってきていますが、一企業ではどうにもならない社会の環境というものについての整備をお願いしたいです。職場環境としては、育児休業終了後も短時間勤務で施設を利用しながら仕事に復帰できる制度など、育児に関する諸制度が徐々に整ってきていると聞いています。しかし、流通産業にとっては日曜・祝日・年末年始・お盆等は繁忙期なので、この期間に保育園等が休園になると、保護者は仕事を休まなければならないような状況になってしまいます。いくら職場に育児支援制度があっても、結局は職場の人間関係の悪化などで働き続けられる環境ではなくなり、仕事を辞めざるを得ないような状況になってしまいます。国の理念としても女性の活躍する社会ということを考えていただきたいと思います。結婚・出産・育児休業・復帰という流れのなかで、せっかく今までキャリアを積んできた女性の地位が、リタイアせざるを得ない状況になってしまうことを残念に思います。保育士など保育の現場をあずかる人たちの働く環境を今までよりも魅力的な職場にしていけば、保育士になりたいという若い人がもっと増えることによって質の高い人材を確保できるので、1年を通じて教育・保育のローテーションを行える現場の環境を整備して、保育士も小さい子どもをもつ保護者もともに働き続け生活できるような、社会の環境づくりということが可能なのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

●関川会長

大事な意見をありがとうございます。いま言われたような、休日や年末年始や夜間に子どもを預けて働きたいという希望は、ニーズ調査では把握していましたか。

●事務局・川西

はい。ニーズ調査の質問項目にも入れています。ただし、数値的には、休日・夜間等に出勤している人の数は、あまり大きくは出ていなかったように思います。そういった部分についての検討もやはり必要であると考えています。

●関川会長

どのくらいのパーセンテージであったか、今わかりますか。

●事務局・川西

いま手元に数字がないので正確にはお答えできませんが、あまり高い数値ではなかったと記憶しています。

●関川会長

たとえば本市全域の需要量の5%であっても結構な数になると思います。

それから、今の櫛田委員のご意見を認可基準の中に反映させるとすると、日数や実施日に関わってくると思いますが、これは条例に反映させることが可能な項目なのでしょうか。

●事務局・田村

少し補足いたします。今回のニーズ調査結果の需要量では、休日・夜間あるいは延長の保育については、本来であれば、地域子ども・子育て支援事業の部分に入ってきます。これは市町村事業として当然にやっていかなければならないと考えていますし、また、今日的な社会・経済情勢を含めて、就労形態そのものが変わってきているなかで、本市としても対応していかなければならないということは十分に認識しております。

ただし、まず1点としては、先ほどからの議論にもあるように、現在ワークシートで出た数というのが東大阪市としてどの程度の比重を占めるのか、ということ踏まえて、たとえば各地域に休日・夜間等の保育が要るのか、あるいは市全体に1箇所であっても足りるのか、そういったことも含めて検討していかなければならないということがあります。

もう1点は、国では、夜間保育や休日保育の部分については、公定価格のなかのいわゆる加算対応ということになっていますので、そういったことを含めて、東大阪市の制度設計のなかでどう扱うのかということ今後の議論とさせていただきます。これについては、少数意見だから検討しないということではなく、繰り返しになりますが、今日の就労形態や社会情勢からして、当然に本市としても対応していかなければならない重要な課題だと認識しております。

●関川会長

ありがとうございます。これまでの会議では、ニーズ量の把握を中心に、それに対応する認定こども園や、地域型保育事業の認可基準の話を中心にしていました。地域子育て支援事業についての議論をあまりしていないということに、あらためて気づいたということです。しかし、ニーズはあり、重要な事業内容のいくつかでもあります。地域子育て支援事業についても、アンケート調査から把握できるニーズ量と、本市でどのようにリージョンごとに整備していくのかということ事業計画に書き込まなくてはならないので、次回以降、また、事務局の案を皆さんに説明して、ご意見を頂戴しようと思います。

幼保連携型認定こども園の認可基準のなかで、休日・年末年始・夜間等の開園を義務付けるということは少し難しいので、地域子ども子育て支援事業のなかで議論していきたいと思います。

それでは各種設置基準については、この方向でまとめていこうと思います。次回頃の会議では、条例案も示してもらえるのでしょうか。

●事務局・田村

皆さんに議論を急いでいただいている理由には、平成26年度に一定の整備をしていかなければ、平成27年の4月を迎えられないということがあります。たとえば幼保連携型認定こども園をどのようなかたちにするのかというイメージや、あるいは0～2歳に対応して小規模保育事業をどのように運用するのか、それから幼保連携検討部会での報告もあった民間が動くなかでの公立の位置づけ、などについて少し先行して議論していただいています。ニーズ量と需要量を見たうえで、さらに実際にどのように当てはめていくのかという議論でもあります。それらをまとめた条例案のたたき台的なものを次回の会議で示すことができればよいと考えています。先ほどから議論になっている地域子ども・子育て支援事業についても、さらにもう少し内容を深めていただきたいと思います。また、先ほど障害児についての話も出ましたが、いわゆる保育の必要量の認定についても、次回の会議でもう少し議論をしていただきたいと思います。

●関川会長

ありがとうございます。ちなみに事務局に確認しますが、障害をお持ちの方が、認定こども園

に利用申し込みをした場合には、断れないのですよね。

●事務局・田村

そうです。そもそも今回の制度設計は、すべての子どもに、いわゆる経済的問題や、障害の有無に関わらず、公平・公正なかたちで、より質の高い教育・保育を保障していくということが大前提です。だから、そういった制度設計をしていかなければならないと考えています。

●関川会長

放課後児童クラブについても同様ですよね。

●事務局・田村

基本的にそうだと考えています。あとはその制度設計をどうしていくかということです。

●関川会長

ありがとうございました。

(5) 議事 (5) 確認制度について

●関川会長

それでは議事(4)は最初に議論しましたので、「(5) 確認制度について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料5「確認制度」説明—

- ・ pp. 7-8、運営基準については、管理・運営等に関する基準が、国の従うべき基準が少ない。
- ・ 事業者の届出や、情報公表を定めている。
- ・ p. 20、今回特にご議論頂きたい点。

●関川会長

ありがとうございました。設置・認可とは別に、確認制度というかたちで、あらためて本市が確認をして、平成27年4月を迎えるということになります。よって、設置認可の基準とは別に、確認のための運営基準について検討しないとイケません。

これについてはいかがでしょうか。確認の際に利用定員を提示することになりますが、おそらく利用定員が、その地域の幼稚園・保育園・認定こども園で受け入れ可能な定員になるかと思えます。その定員をみると、市全体で実際の供給量がどの程度になるのか、あるいは実際の需要量がどの程度含まれるのか、といったことが実数で少し見えてくるのではないかと思います。この利用定員を含めた確認の時期がいつになるのかを事務局にうかがいます。時期に応じて、基準の検討のデッドラインも決まってくると思います。

●事務局・関谷

利用定員については、入所時の入所枠も確定しておくので、7、8月頃になると考えています。

●関川会長

そのときにはもう運営基準に適合しているかを確認できるのでしょうか。それとも書類審査等で行うのでしょうか。

●事務局・関谷

既存で行われている幼稚園・保育所については、みなし確認というかたちで利用定員だけを確認することになります。

●関川会長

利用定員の確認を7、8月にするということは、高山委員が言われた、3～5歳の定員を減らして0～2歳に積み替える、という変更をしてもらう時期が7、8月と考えてよいでしょうか。

●事務局・関谷

そのとおりです。

●関川会長

高山委員としてはだいじょうぶでしょうか。

●高山委員

次年度の定員であれば十分に間に合います。

●関川会長

そうすると、3～5歳の定員を減らして0～2歳の定員を増やしてもらう目処は7、8月にはつくので、それを事業計画に反映するのも間に合うと理解してよろしいでしょうか。

●高山委員

はい。だいじょうぶだと思います。ただし、全体でどのくらい対応できるかという数は把握できませんので、全体の規模についてはそれぞれを積み上げなければわからないと思います。

●竹村委員

私立幼稚園から認定こども園に移行する場合についてです。従来から、幼稚園では9月1日に願書を配布して、10月1日に願書受付ということになると、早いところでは6月に入園説明会で募集要項などを保護者に提示しなければなりません。夏休みに来られたい保護者も多いので、時期的には7、8月という、幼稚園としては困難な時期です。6月の議会で条例案が可決されてからでないとい次に進まないという日程的な制約は承知しておりますが、できるだけ早くかたちとして示していただきたいと思います。

●関川会長

ありがとうございます。このスケジュールについてはどうでしょうか。今のご要望に応えるように裁量できるのでしょうか。運営基準の検討が済まない事務局では対応できないし、運営基準をこの会議で決定するわけではないので、議会の承認があって以降になりますが、すみやかに対応できたとして、いつ頃になるのでしょうか。

●事務局・関谷

議会の日程しだいなので、はっきりしたことはわかりませんが、できるだけ準備を整えておいて、議会が終了次第すみやかに対応できるかたちにしていきたいと考えています。

●関川会長

事務局にうかがいますが、保護者説明会のパンフレットに、幼保連携型認定こども園申請予定のように書いて説明会を開催してもかまわないのでしょうか。

また次回頃に事務局からお答えいただけるようにまとめておいてほしいと思います。

●事務局・田村

いずれにせよ大きな制度変更なので、なかなか市民の皆様に制度の中身を周知しきれていないであろうことは認識しています。ただし、基準等を詳しくは明記できませんが、少なくとも仕組みがこのように変わりますという全国統一バージョンは、次年度早々から、市政だより・ホームページ等を通して、周知していく予定です。具体的に東大阪市バージョンの申請用紙がこのようになりますといったことは、第2回定例会いわゆる6月議会での承認をもらってから、すみやかに周知していくということになるかと思っています。

●吉岡委員

今後のスケジュールについて質問します。資料には管理・運営に関する膨大な運営基準が示されていますが、このような書類を各施設はいつ作ることになるのでしょうか。この形式に合わせて書類を作る作業は、現場ではたいへんだと思います。それが時間的に間に合うのか、さらに定員を増やす要望などを示す書類を作れるのかということがよくわかりません。

●事務局・田村

おそらくスケジュールについては本市だけでなく他の自治体でも苦しんでいると思います。まず新年度早々に、市民の皆様にこのように制度が変わりますということを知っていくのと同時に、議論している基準等を、ニーズ量に対する需給量がどのように定まっていくのかということを含めて、固めなければなりません。議会で条例を確認しますが、仕組み自体は、基準等を子ども・子育て会議に図り会議の意見を反映すると法で定められています。当然、その段階では、ま

だ案とはいえ、一定の方向性は見えてくるかと思えます。その方向性を示して、民間園などを含めて、準備などをしてもらえないかと考えています。ただし、正式な書類等については、条例・規則で定まったことを書かねばならないので、案の段階で準備しておいてもらいながら、正式の書類の様式も作るといった、テクニカルな問題はあります。できるかぎり円滑に事務処理等が進むように、東大阪市でも作業を進めていきたいと考えています。

●吉田委員

国の基準が出ていないので、同時進行的に新しいことが進んでいると感じます。可能ならば、東大阪市での園長会など色々な現場の会議で、基本的にはこのような書類を作ってもらう必要があります、といった程度のことを示したほうが親切ではないかと思えます。期日が決まり次第提出してもらおうと予告しておけば、現場でも多少は用意できるだろうと考えます。

●関川会長

今の話と関連しますが、参考資料2「子ども子育て支援事業イメージ」をどのように使うつもりなのかを簡単にご紹介いただけますでしょうか。

●事務局・関谷

—参考資料2「子ども子育て支援事業イメージ」説明—

- ・3月の議会では具体的な事業計画案をまだ示せないで、整理のための資料として作成した。
- ・中身の大部分は、子ども・子育て会議で事務局から提示したことである。
- ・このようなイメージを使って、関係機関に新制度の説明をしていく。

●関川会長

このようなイメージを使って関係機関に説明していきながら、併せて市民の皆様にも周知する方法についても検討いただきたいと思います。参考資料2はちょっと内容が重いので、市民への周知には使えないように思います。

パンフレットがあつて、説明会の呼びかけがあつて、市民には初めてあのことかとわかるわけですから、そういったことも念頭に置いてご準備いただきたいと思います。

3. 閉会

●関川会長

その他ご意見ございませんか。ないようでしたら、これで本日の議事は全て終了となりますので、事務局にお返しいたします。

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、来年度以降の会議の開催予定日は、会長と相談し、決定次第早々にご連絡をさせていただきます。

—閉会—